

別紙添付⑩

平成 26 年 12 月 24 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 24 年(ワ)第 11134 号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 26 年 9 月 3 日

判 決

岐阜県羽島郡岐南町平成 1 丁目 68 番地

原 告 岐阜折版工業株式会社

同代表者代表取締役 毛 利 厚一郎

同訴訟代理人弁護士 渡 辺 一

東京都台東区松が谷 1 丁目 3 番 5 号

被 告 旭ビルウォール株式会社

同代表者代表取締役 櫻 井 正 幸

同訴訟代理人弁護士 永 沢 徹

千 須 和 厚 至

主 文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、3億3949万6980円及びこれに対する平成24年1月13日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年6分（選択的に年5分）の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、被告と共同してカーテンウォール（非耐力壁）を開発した原告が、被告は、国土交通省（以下「国交省」という。）に対して誤った事実を申告し、また、指定評価機関における当該カーテンウォールの耐火性能に関する試験の試験体について、建築基準法所定の耐火構造の仕様に適合しない旨の判定がされるようにし、

ルド北青山ビルの外壁について、外装材と下地材との留付材に耐火構造の仕様に適合しないものが用いられている可能性があるとして、その対応策について相談をした。その際、鹿島建設は、ワールド北青山ビルで使用されたKOFが0076である旨を併せて申告した。

国交省は、同日以降、自ら直接、原告や鹿島建設等の関係者に対するヒアリングを行い、あるいは、建築基準法上の特定行政庁を通じて関係者に対するヒアリング及び現地調査を行うなどの方法により、KOFの調査を行った。

イ 原告は、平成21年12月25日、タケチの伊予工場において、KOFの耐火性能について予備試験（KOFファザード自主確認試験）を実施したところ、合格とされた。上記予備試験で使用されたKOFの仕様は、目地幅20mmであり、耐火ガスケット2本、变成シリコンのシール、膨張シート10×15m/mのシールバッカーを取り付け、連結用金物を取り付けていないというものであった。また、予備試験の試験体は、約500mm四方の大きさであった。

「ウ 原告は、平成22年1月に入り、0076の仕様を開示し、その仕様の詳細が判明した。また、国交省は、ヒアリング等の調査の結果、ワールド北青山ビルに用いられたKOFに連結用金物が存在していないものと判断した。そして、国交省は、鹿島建設に対し、ワールド北青山ビルに用いられたKOFの目地部分について、連結用金物がないなど、0076の認定仕様と相違する点があり、留付材（リベット）よりも目地部分に耐火性能上の問題がある旨を指摘し、KOFプロジェクト関係者も、KOFの目地部分に耐火性能上の問題があることを認識することとなった。

鹿島建設は、ワールド北青山ビルの外壁に用いられたKOFについて、連結用金物が取り付けられていないことを前提として、外壁を外すことなくその裏側から施工して耐火性能を高めることができる措置を施す方法により補修をすることを企図するとともに、建材試験センターにおいて、ワールド北青山ビルの外壁と同一仕様のKOFに上記の措置を施して確実に合格となるようにした試験体により、耐火性能試験を実施することを計画した。そして、その措置として、ニチアス株式会社が

認定仕様の詳細を開示しなかったため、開発した仕様と一致しているかどうかについて確認できなかった旨を述べた。これに対し、原告は、上記ヒアリング調査において、①KOウォールを用いた外壁の仕様は、厳密には、耐火性能は確認されていないと考えていたが、元請施工会社や設計者が採用した仕様について、2次下請けの建材メーカーとしては指摘できるような立場ではなく、発注に基づき淡々と納品したものである旨、②企業秘密であることを理由に認定仕様の詳細を公開していないものの、平成18年9月に鹿島建設その他の共同開発者に認定仕様の詳細を開示した旨を述べた。

なお、国交省によるKO Fについての調査として、ワールド北青山ビルの外壁と同一仕様の試験体を用いて耐火構造の仕様に適合するかどうかを確認するという試験は行われなかつた。

イ 国交省は、KO Fについての調査により、KOウォールを用いた外壁が耐火構造の仕様に適合しないことが判明したとして、本件発表をすることとし、平成2年4月7日、本件発表をした。その際に行った記者会見において、鹿島建設及び原告の国交省のヒアリング調査における前記の陳述内容を明らかにした。

2 争点(1) (KO Fについての国交省に対する申告及び耐火性能に関する試験の試験体製作に係る被告の不法行為の成否)について

(1) KO Fについての国交省に対する申告について

ア 原告は、KO Fが0076以外のKOウォールを用いて開発されたものであるものであることを前提に、被告は、国交省に対し、KO Fが0076である旨の申告をしたものであり、その内容が誤っていたとして、この申告をしたことが原告に対する不法行為を構成すると主張する。

イ しかし、鹿島建設が国交省に対し、ワールド北青山ビルで使用されたKO Fが0076である旨の申告をしたことは、前記認定のとおりであるものの、被告においてKO Fが0076である旨の申告をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

これは正本である。

平成26年12月24日

東京地方裁判所民事第32部

裁判所書記官 高橋裕子